



発行 新潟県

第 40 号

平成30年5月25日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 608 土壌汚染対策法による形質変更時要届出区域の指定（環境対策課）
- 609 臨時種畜検査の種畜証明書の交付（畜産課）
- 610 新潟海区における漁業権の免許の内容となるべき事項（水産課）
- 611 佐渡海区における漁業権の免許の内容となるべき事項（水産課）
- 612 漁船損害等補償法による同意を求めるための事前届出（水産課）
- 613 保安林の指定解除予定（治山課）
- 614 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 615 換地計画の縦覧（農地整備課）
- 616 建設業法による許可の取消し（監理課）
- 617 廃川敷地等の発生（河川管理課）

公 告

- 大規模小売店舗の変更（商業・地場産業振興課）
- 新潟県農業大学校の学生募集（経営普及課）

病院局公告

- 特定調達契約の落札者等（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 特定調達契約の落札者等（病院局業務課）

選挙管理委員会告示

- 26 個人演説会等を開催することのできる施設の指定取消報告（選挙管理委員会）



◎新潟県告示第608号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成30年5月25日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高 井 盛 雄

- 1 指定する形質変更時要届出区域
燕市東太田字上筒丸2616番の一部
- 2 土壌の汚染状態が土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
六価クロム化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物
- 3 土壌の汚染状態が土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
六価クロム化合物、シアン化合物、鉛及びその化合物

◎新潟県告示第609号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により、臨時種畜検査の種畜証明書を次のとおり交付した。

平成30年5月25日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

種畜証明書番号	名前	品種	等級	飼養者の住所・氏名
11487927569	日奈百合	黒毛和種	2級	上越市 新潟県笹ヶ峰放牧場利用組合

◎新潟県告示第610号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、新潟海区における漁業権の免許の内容となるべき事項等を次のとおり定めた。

平成30年5月25日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

第1 漁業権の免許の内容となる事項及び地元地区（区画漁業権、定置漁業権）

1 漁業権の種類 区画漁業権		
◎漁業権公示番号	新区第1号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	岩船郡粟島浦村地先	
点の位置	基点 ア 新潟県漁場測標 第47号の2 (岩船郡粟島浦村バジマ) 基点 イ 新潟県漁場測標 第53号の2 (岩船郡粟島浦村滝の前) 1 アから 83度00分 1,000メートルの点 2 イから 83度00分 1,000メートルの点	
漁場の区域	ア・1、1・2、2・イの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業期間		
漁業種類	漁業の名称	漁業期間
第1種区画漁業	わかめ、あかもく養殖業	10月1日から翌年5月31日まで
(3) 地元地区		
岩船郡粟島浦村		

◎漁業権公示番号	新区第2号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	岩船郡粟島浦村地先	
点の位置	基点 ウ 新潟県漁場測標 第6号 (岩船郡粟島浦村) 基点 エ 新潟県漁場測標 第14号 (岩船郡粟島浦村タイゴシ) 3 ウから 90度00分 1,200メートルの点 2 エから 90度00分 1,200メートルの点	
漁場の区域	ウ・3、3・4、4・エの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業期間		
漁業種類	漁業の名称	漁業期間
第1種区画漁業	わかめ、あかもく養殖業	10月1日から翌年5月31日まで
(3) 地元地区		
岩船郡粟島浦村		

◎漁業権公示番号	新区第3号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	上越市柿崎区 (ただし竹鼻を除く。)地先	
点の位置	基点 オ 新潟県漁場基点 第34号 (上越市柿崎区竹鼻と柿崎との境界) 基点 カ 新潟県漁場基点 第35号 (上越市柿崎区と大潟区との境界) 5 オから 324度28分 1,500メートルの点 6 カから 324度26分 1,500メートルの点	
漁場の区域	オ・5、5・6、6・カの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業期間		
漁業種類	漁業の名称	漁業期間
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで
(3) 地元地区		
上越市柿崎区		

◎漁業権公示番号	新区第4号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	上越市名立区地先	
点の位置	基点 キ 新潟県漁場基点 第38号 (上越市大字茶屋ヶ原と上越市名立区との境界) 基点 ク 新潟県漁場基点 第40号 (上越市名立区と糸魚川市との境界) 7 キから 324度28分 1,500メートルの点 8 クから 324度28分 1,500メートルの点	
漁場の区域	キ・7、7・8、8・クの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業期間		
漁業種類	漁業の名称	漁業期間
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで
(3) 地元地区		
上越市名立区名立小泊及び名立大町		

◎漁業権公示番号	新区第5号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	糸魚川市大字歌及び大字外波地先	
点の位置	基点 ケ 新潟県漁場基点 第50号 (糸魚川市大字青海と大字歌との境界) 基点 コ 新潟県漁場基点 第51号 (糸魚川市大字外波と大字市振との境界) 9 ケから 338度58分 1,500メートルの点 10 コから 338度28分 1,500メートルの点	
漁場の区域	ケ・9、9・10、10・コの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業期間		
漁業種類	漁業の名称	漁業期間
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで
(3) 地元地区		
糸魚川市大字歌及び大字外波		

2 漁業権の種類 定置漁業権		
◎漁業権公示番号	新定第1号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	岩船郡粟島浦村地先	
点の位置	基点 あ 新潟県漁場測標 第50号 (岩船郡粟島浦村) 基点 い 新潟県漁場測標 第51号 (岩船郡粟島浦村) 1 あから 78度00分 1,700メートルの点 2 いから 98度00分 1,700メートルの点	
漁場の区域 あ・1、1・2、2・いの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域		
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業期間		
漁業種類	漁業の名称	漁業期間
定置漁業	たい定置漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区		
岩船郡粟島浦村		

◎漁業権公示番号	新定第2号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	岩船郡粟島浦村地先	
点の位置	基点 う 新潟県漁場測標 第22号の1 (岩船郡粟島浦村) 基点 え 新潟県漁場測標 第26号の4 (岩船郡粟島浦村) 3 うから 293度00分 1,300メートルの点 4 えから 303度00分 1,300メートルの点	
漁場の区域	う・3、3・4、4・え、え・うの4線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業期間		
漁業種類	漁業の名称	漁業期間
定置漁業	たい定置漁業	4月1日から9月30日まで
(3) 地元地区		
岩船郡粟島浦村		

◎漁業権公示番号	新定第3号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	岩船郡粟島浦村地先	
点の位置	基点 お 新潟県漁場測標 第34号の1 (岩船郡粟島浦村) 基点 か 新潟県漁場測標 第37号 (岩船郡粟島浦村) 5 おから 293度00分 1,800メートルの点 6 かから 303度00分 1,800メートルの点	
漁場の区域	お・5、5・6、6・かの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業期間		
漁業種類	漁業の名称	漁業期間
定置漁業	たい定置漁業	4月1日から9月30日まで
(3) 地元地区		
岩船郡粟島浦村		

◎漁業権公示番号	新定第4号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	糸魚川市大字梶屋敷及び大字田伏地先	
点の位置	基点 き 新潟県漁場測標 第386号の2 (糸魚川市大字梶屋敷と大字田伏との境界) 基点 く 新潟県漁場測標 第386号の3 (糸魚川市大字田伏) 7 きから 354度00分 950メートルの点 8 くから 333度30分 800メートルの点	
漁場の区域	き・7、7・8、8・くの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業期間		
漁業種類	漁業の名称	漁業期間
定置漁業	あじ、さば、ぶり、いわし定置漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区		
糸魚川市のうち、旧糸魚川市(平成17年3月18日現在)の区域。ただし、大字中浜、大字中宿及び大字間脇を除く。		

◎漁業権公示番号	新定第5号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	糸魚川市大字歌地先	
点の位置	基点 け 新潟県漁場測標 第431号の1 (糸魚川市大字歌) 基点 こ 新潟県漁場測標 第434号の1 (糸魚川市大字歌) 9 けから 338度58分 1,100メートルの点 10 こから 338度58分 1,100メートルの点	
漁場の区域	け・9、9・10、10・この3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業期間		
漁業種類	漁業の名称	漁業期間
定置漁業	あじ、さば、ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区		
糸魚川市大字歌及び大字外波		

◎漁業権公示番号	新定第6号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	糸魚川市大字市振地先	
点の位置	基点 さ 新潟県漁場測標 第448号 (糸魚川市大字外波) 基点 し 新潟県漁場測標 第450号 (糸魚川市大字外波) 11 さから 338度28分 1,700メートルの点 12 しから 338度28分 1,700メートルの点	
漁場の区域	さ・11、11・12、12・しの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業期間		
漁業種類	漁業の名称	漁業期間
定置漁業	あじ、さば、ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区		
糸魚川市大字市振		

第2 免許予定日

平成30年9月1日

第3 申請期間

平成30年6月1日から平成30年7月2日午後5時まで

第4 存続期間

1 区画漁業権

平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

2 定置漁業権

平成30年9月1日から平成35年8月31日まで

第5 申請書提出先

新潟県農林水産部水産課

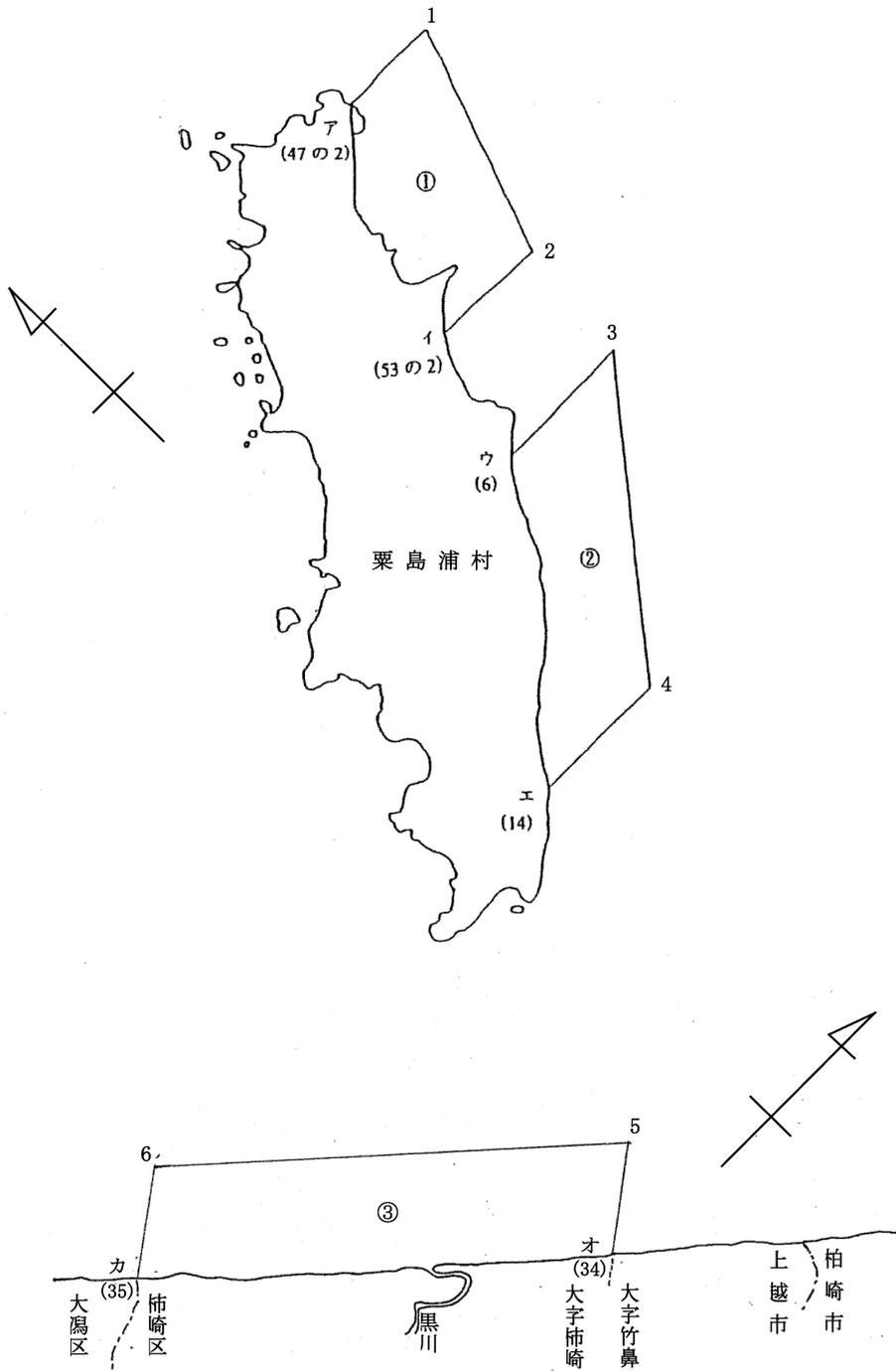
備考

この告示による区画漁業権及び定置漁業権の漁場図は、次の場所に備えつけて縦覧に供する。

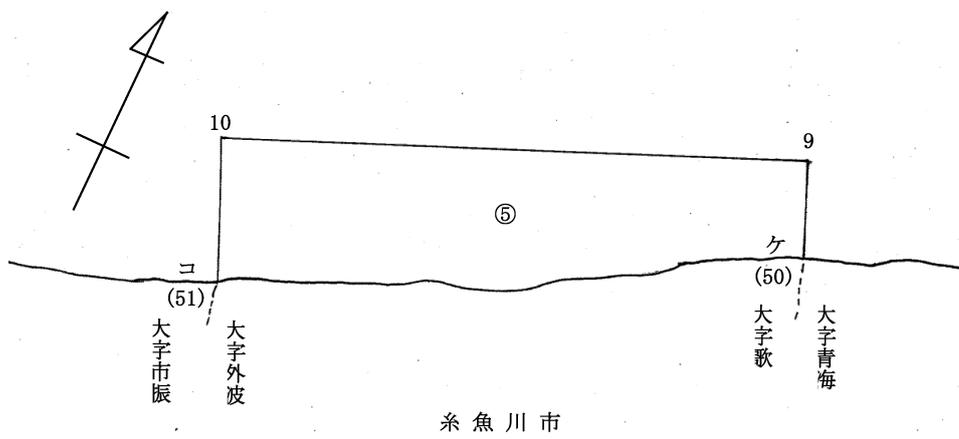
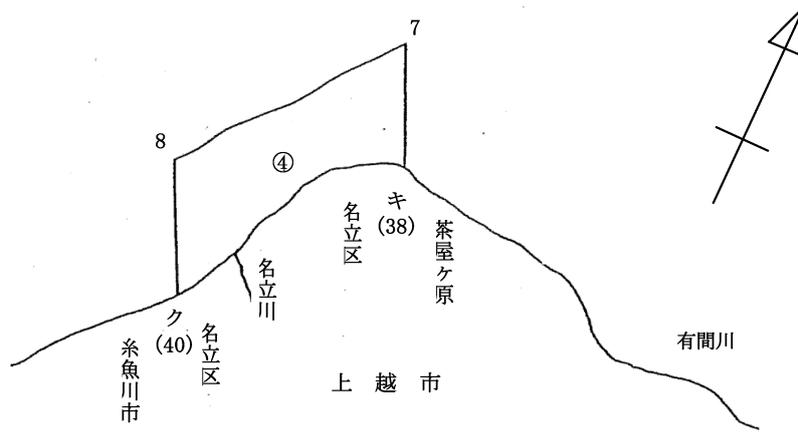
新潟県農林水産部水産課

新潟海区漁業調整委員会事務所

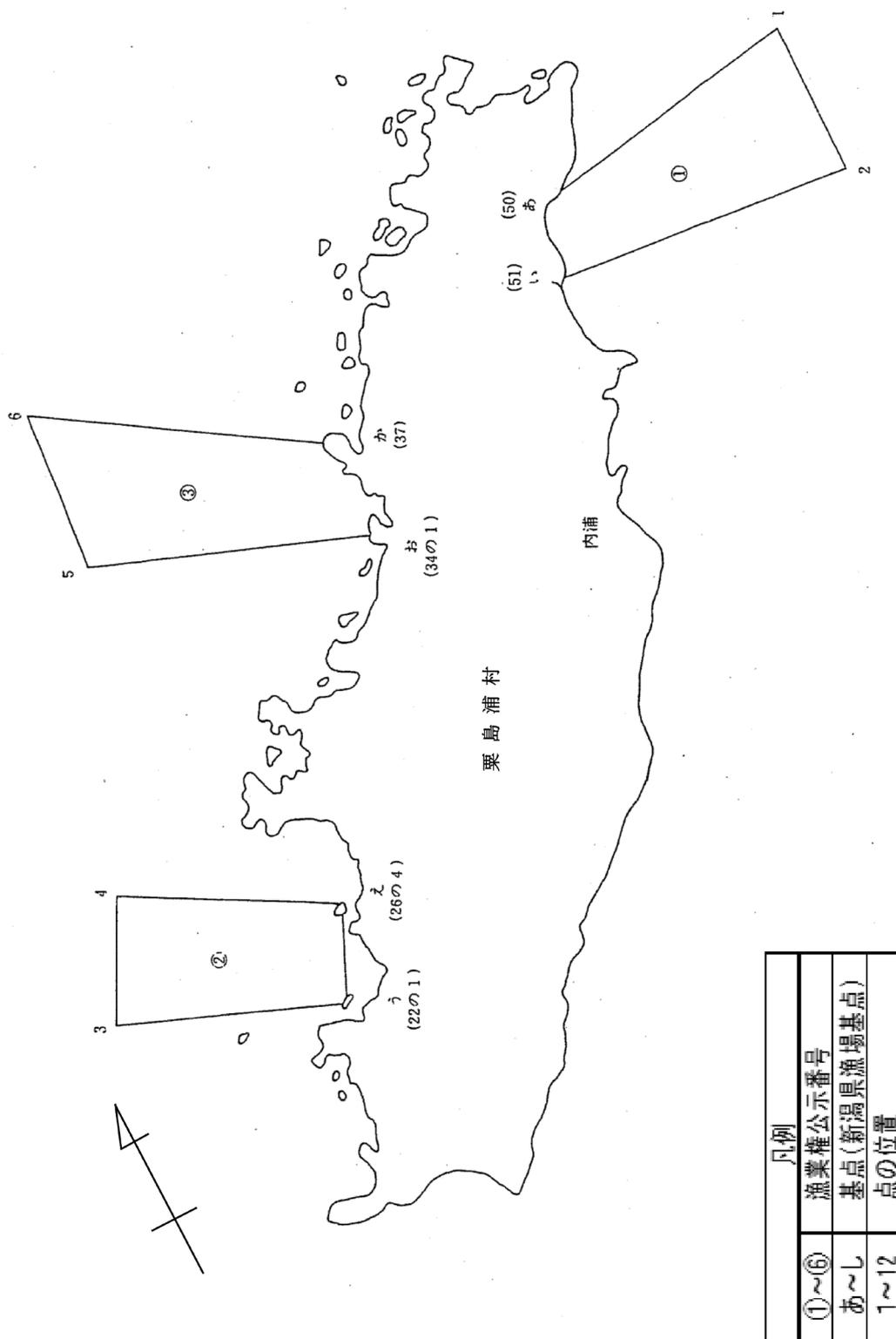
新潟海区区画漁業権漁場計画図

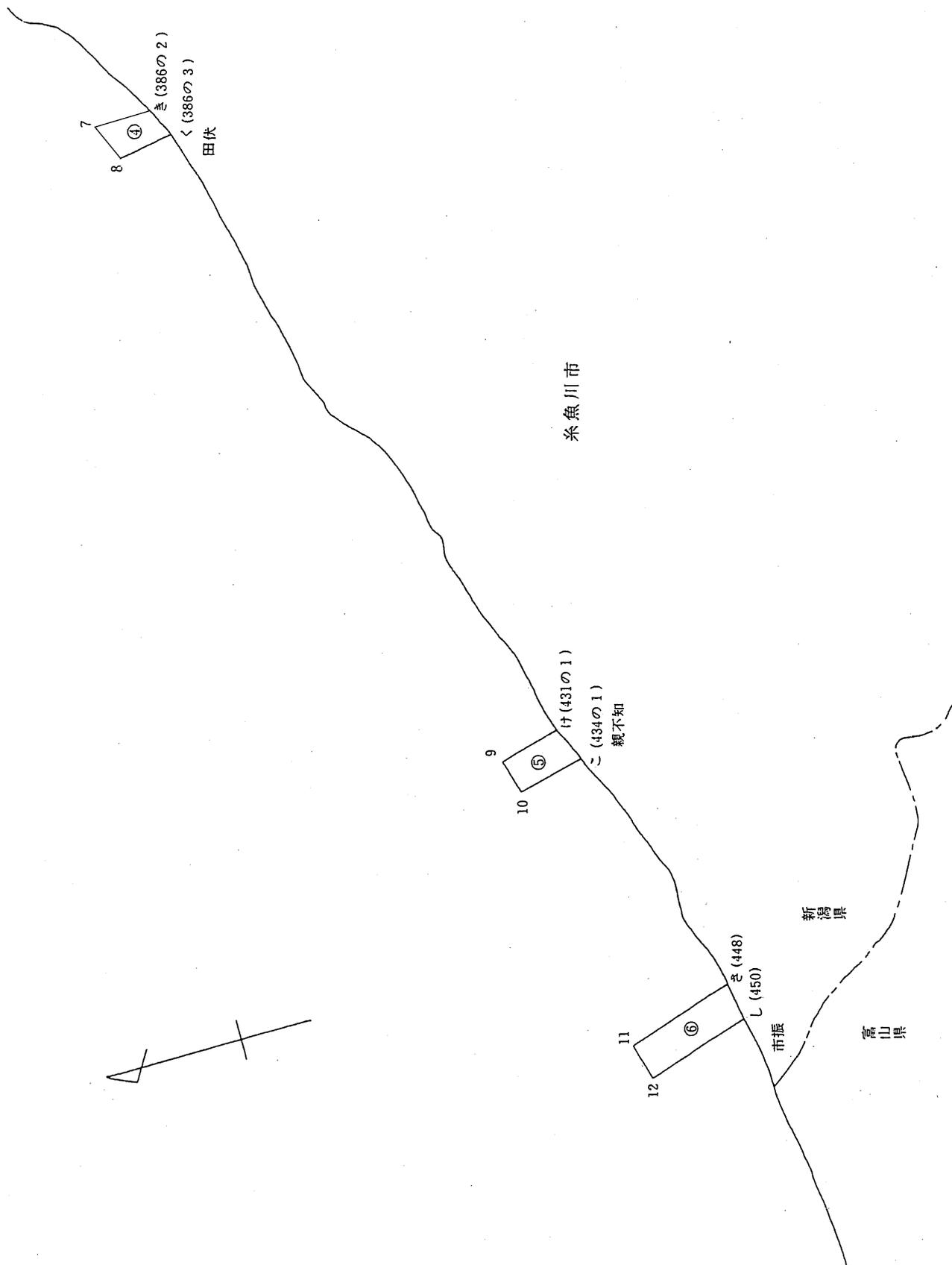


凡例	
①～⑤	漁業権公示番号
1～10	基点(新潟県漁場基点)
ア～コ	点の位置



新潟海区定置漁業権漁場計画図





◎新潟県告示第611号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、佐渡海区における漁業権の免許の内容となるべき事項等を次のとおり定めた。

平成30年5月25日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

第1 漁業権の免許の内容となる事項及び地元地区（区画漁業権、定置漁業権）

1 漁業権の種類 区画漁業権		
◎漁業権公示番号	佐区第1号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市願、北鶴島及び真更川地先	
点の位置	基点 イ 新潟県漁場基点 第1号 (佐渡市鷺崎と願との境界) 基点 ロ 新潟県漁場基点 第2号 (佐渡市真更川と岩谷口との境界) 1 イから 317度00分 500メートルの点 2 1から 253度00分 1,700メートルの点 3 ロから 300度00分 1,400メートルの点	
漁場の区域	イ・1、1・2、2・3、3・ロの4線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ、あかもく養殖業	10月1日から翌年5月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市願、北鶴島及び真更川	

◎漁業権公示番号	佐区第2号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市岩谷口、五十浦、関、矢柄、大倉及び小田地先	
点の位置	基点 ロ 新潟県漁場基点 第2号 (佐渡市真更川と岩谷口との境界) 基点 ハ 新潟県漁場基点 第3号 (佐渡市石名と小田との境界) 3 ロから 300度00分 1,400メートルの点 4 ハから 321度00分 800メートルの点	
漁場の区域	ロ・3、3・4、4・ハの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市岩谷口、五十浦、関、矢柄、大倉及び小田	

◎漁業権公示番号	佐区第3号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市石名、小野見、北田野浦、高千、入川、北立島、北川内、後尾、石花、北片辺及び南片辺地先	
点の位置	基点 ハ 新潟県漁場基点 第3号 (佐渡市石名と小田との境界) 基点 ニ 新潟県漁場基点 第4号 (佐渡市戸中と南片辺との境界) 4 ハから 321度00分 800メートルの点 5 4から 235度00分 5,700メートルの点 6 ニから 316度00分 1,000メートルの点	
漁場の区域	ハ・4、4・5、5・6、6・ニの4線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市石名、小野見、北田野浦、高千、入川、北立島、北川内、後尾、石花、北片辺及び南片辺	

漁業権公示番号	佐区第4号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市戸中、戸地及び北狄地先	
点の位置	基点 ニ 新潟県漁場基点 第4号 (佐渡市戸中と南片辺との境界) 基点 ホ 新潟県漁場基点 第5号 (佐渡市姫津と北狄との境界) 6 ニから 316度00分 1,000メートルの点 7 ホから 303度00分 1,000メートルの点	
漁場の区域	ニ・6、6・7、7・ホの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市戸中、戸地及び北狄	

◎漁業権公示番号	佐区第5号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市姫津地先	
点の位置	基点 ホ 新潟県漁場基点 第5号 (佐渡市姫津と北狄との境界) 基点 ヘ 新潟県漁場基点 第6号 (佐渡市姫津と達者との境界) 7 ホから 303度00分 1,000メートルの点 8 ヘから 259度00分 800メートルの点	
漁場の区域	ホ・7、7・8、8・ヘの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ、あかもく養殖業	10月1日から翌年5月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市姫津	

◎漁業権公示番号	佐区第6号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市達者及び小川地先	
点の位置	基点 ヘ 新潟県漁場基点 第6号 (佐渡市姫津と達者との境界) 基点 ト 新潟県漁場基点 第7号 (佐渡市下相川と小川との境界) 9 ヘから 259度00分 500メートルの点 10 トから 270度00分 900メートルの点	
漁場の区域	ヘ・9、9・10、10・トの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市達者及び小川	

◎漁業権公示番号	佐区第7号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市相川大浦、高瀬及び橘地先	
点の位置	基点 チ 新潟県漁場基点 第8号 (佐渡市相川大浦と相川鹿伏との境界) 基点 リ 新潟県漁場基点 第9号 (佐渡市稲鯨と橘の境界) 11 チから 268度40分 800メートルの点 12 リから 252度27分 600メートルの点	
漁場の区域	チ・11、11・12、12・リの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市相川大浦、高瀬及び橘	

◎漁業権公示番号	佐区第8号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市二見地先	
点の位置	基点 ス 新潟県漁場基点 第12号 (佐渡市二見と台ヶ鼻) 基点 ル 新潟県漁場基点 第13号 (佐渡市二見と沢根の境界) 13 スから 178度00分 2,200メートルの点 14 ルから 138度00分 2,200メートルの点	
漁場の区域	ス・13、13・14、14・ルの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	あかもく養殖業	10月1日から翌年5月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市二見	

◎漁業権公示番号	佐区第9号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市沢根、沢根町、沢根籠町、沢根五十里、沢根炭屋町、窪田、河原田諏訪町、河原田本町、八幡町、八幡新町及び八幡地先	
点の位置	基点 ル 新潟県漁場基点 第13号 (佐渡市二見と沢根との境界) 基点 ヲ 新潟県漁場基点 第13号の1 (佐渡市河原田本町と八幡町との境界「石田川」) 14 ルから 138度00分 2,200メートルの点	
漁場の区域	ル・14、14・ヲの2線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市沢根、沢根町、沢根籠町、沢根五十里、沢根炭屋町、窪田、河原田諏訪町、河原田本町、八幡町、八幡新町及び八幡	

◎漁業権公示番号	佐区第10号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市四日町、長石、真野新町、豊田、滝脇、背合及び大須地先	
点の位置	基点 ワ 新潟県漁場基点 第14号 (佐渡市八幡と四日町との境界) 基点 カ 新潟県漁場基点 第15号 (佐渡市大須、三貫目川河口中央) 15 カから 305度00分 1,400メートルの点	
漁場の区域	ワ・15、15・カの2線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市四日町、長石、真野新町、豊田、滝脇、背合及び大須	

◎漁業権公示番号	佐区第11号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市四日町、長石、真野新町、豊田、滝脇、背合及び大須地先	
点の位置	基点 ワ 新潟県漁場基点 第14号 (佐渡市八幡と四日町との境界) 基点 カ 新潟県漁場基点 第15号 (佐渡市大須、三貫目川河口中央) 15 カから 305度00分 1,400メートルの点	
漁場の区域	ワ・15、15・カの2線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市四日町、長石、真野新町、豊田、滝脇、背合及び大須	

◎漁業権公示番号	佐区第12号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市羽茂亀脇、羽茂小泊及び羽茂村山地先	
点の位置	基点 ヨ 新潟県漁場基点 第17号 (佐渡市椿尾と羽茂小泊との境界) 基点 タ 新潟県漁場基点 第17号の1 (佐渡市羽茂亀脇、福田川河口中央) 16 ヨから 283度00分 1,000メートルの点 17 タから 295度00分 1,300メートルの点	
漁場の区域	ヨ・16、16・17、17・タの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市羽茂亀脇、羽茂小泊及び羽茂村山	

◎漁業権公示番号	佐区第13号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市小比叡、小木堂釜、井坪、小木大浦、木流、田野浦、江積、沢崎、深浦、犬神平、小木強清水、宿根木、琴浦、小木及び小木町地先	
点の位置	基点 レ 新潟県漁場基点 第18号 (佐渡市小比叡と羽茂村山との境界) 基点 ソ 新潟県漁場基点 第19号 (佐渡市小木町と羽茂大橋との境界) 18 レから 298度00分 800メートルの点 19 18から 253度00分 5,000メートルの点 20 19から 202度00分 2,500メートルの点 21 20から 134度00分 2,000メートルの点 22 21から 114度00分 3,000メートルの点 23 ソから 163度00分 1,500メートルの点	
漁場の区域	レ・18、18・19、19・20、20・21、21・22、22・23、23・ソの7線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ養殖業	10月1日から翌年5月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市小比叡、小木堂釜、井坪、小木大浦、木流、田野浦、江積、沢崎、深浦、犬神平、小木強清水、宿根木、琴浦、小木及び小木町	

◎漁業権公示番号	佐区第14号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市羽茂大橋、羽茂大石及び羽茂三瀬地先	
点の位置	基点 ソ 新潟県漁場基点 第19号 (佐渡市小木町と羽茂大橋との境界) 基点 ツ 新潟県漁場基点 第20号 (佐渡市大杉と羽茂三瀬との境界) 23 ソから 163度00分 1,500メートルの点 24 ツから 173度00分 600メートルの点	
漁場の区域	ソ・23、23・24、24・ツの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ、あかもく養殖業	10月1日から翌年5月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市羽茂大橋、羽茂大石及び羽茂三瀬地先	

◎漁業権公示番号	佐区第15号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市大杉、杉野浦、南新保、柳沢、真浦、赤泊、徳和、三川及び蒔場地先	
点の位置	基点 ツ 新潟県漁場基点 第20号 (佐渡市大杉と羽茂三瀬との境界)	
	基点 ネ 新潟県漁場基点 第21号 (佐渡市丸山と蒔場との境界)	
	24	ツから 173度00分 600メートルの点
	25	ネから 158度00分 500メートルの点
漁場の区域	ツ・24、24・25、25・ネの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ、こんぶ、あかもく養殖業	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市大杉、杉野浦、南新保、柳沢、真浦、赤泊、徳和、三川及び蒔場	

◎漁業権公示番号	佐区第16号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市大杉、杉野浦、南新保、柳沢、真浦、赤泊、徳和、三川及び蒔場地先	
点の位置	基点 ツ 新潟県漁場基点 第20号 (佐渡市大杉と羽茂三瀬との境界)	
	基点 ネ 新潟県漁場基点 第21号 (佐渡市丸山と蒔場との境界)	
	26	ツから 173度00分 1,000メートルの点
	27	ネから 158度00分 1,000メートルの点
漁場の区域	ツ・26、26・27、27・ネの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市大杉、杉野浦、南新保、柳沢、真浦、赤泊、徳和、三川及び蒔場	

◎漁業権公示番号	佐区第17号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市多田及び松ヶ崎地先	
点の位置	基点 ネ 新潟県漁場基点 第21号 (佐渡市丸山と莚場との境界) 基点 ナ 新潟県漁場基点 第22号 (佐渡市岩首と松ヶ崎との境界) 25 ネから 158度00分 500メートルの点 28 25から 46度00分 4,000メートルの点 29 ナから 113度30分 500メートルの点	
漁場の区域	ネ・25、25・28、28・29、29・ナの4線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ、こんぶ養殖業	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市多田及び松ヶ崎	

◎漁業権公示番号	佐区第18号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市多田及び松ヶ崎地先	
点の位置	基点 ネ 新潟県漁場基点 第21号 (佐渡市丸山と莚場との境界) 基点 ナ 新潟県漁場基点 第22号 (佐渡市岩首と松ヶ崎との境界) 25 ネから 158度00分 500メートルの点 28 25から 46度00分 4,000メートルの点 29 ナから 113度30分 500メートルの点	
漁場の区域	ネ・25、25・28、28・29、29・ナの4線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市多田及び松ヶ崎	

◎漁業権公示番号	佐区第19号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市多田及び松ヶ崎地先	
点の位置	基点 ネ 新潟県漁場基点 第21号 (佐渡市丸山と菟場との境界) 基点 ナ 新潟県漁場基点 第22号 (佐渡市岩首と松ヶ崎との境界) 25 ネから 158度00分 500メートルの点 28 25から 46度00分 4,000メートルの点 29 ナから 113度30分 500メートルの点	
漁場の区域	ネ・25、25・28、28・29、29・ナの4線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	あわび垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市多田及び松ヶ崎	

◎漁業権公示番号	佐区第20号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市岩首、東鶴島、柿野浦、豊岡、立間、赤玉、蛸、東立島、東強清水、野浦、月布施、片野尾及び水津地先	
点の位置	基点 ナ 新潟県漁場基点 第22号 (佐渡市岩首と松ヶ崎との境界) 基点 ラ 新潟県漁場基点 第24号 (佐渡市両津大川と水津との境界) 29 ナから 113度30分 500メートルの点 30 29から 21度00分 4,700メートルの点 31 30から 30度00分 5,000メートルの点 32 31から 20度00分 6,000メートルの点 33 ラから 33度00分 1,100メートルの点	
漁場の区域	ナ・29、29・30、30・31、31・32、32・33、33・ラの6線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ、こんぶ、あかもく養殖業	10月1日から翌年6月30日まで
(3) 地元地区	佐渡市岩首、東鶴島、柿野浦、豊岡、立間、赤玉、蛸、東立島、東強清水、野浦、月布施、片野尾及び水津	

◎漁業権公示番号	佐区第21号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市岩首、東鶴島、柿野浦、豊岡、立間、赤玉、蛸、東立島、東強清水、野浦、月布施、片野尾及び水津地先	
点の位置	基点 ナ 新潟県漁場基点 第22号 (佐渡市岩首と松ヶ崎との境界) 基点 ム 新潟県漁場測標 第229号 (佐渡市水津) 34 ナから 113度30分 600メートルの点 35 34から 21度00分 4,700メートルの点 36 35から 30度00分 5,000メートルの点 37 36から 20度00分 6,000メートルの点 38 ムから 33度00分 1,000メートルの点	
漁場の区域	ナ・34、34・35、35・36、36・37、37・38、38・ムの6線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市岩首、東鶴島、柿野浦、豊岡、立間、赤玉、蛸、東立島、東強清水、野浦、月布施、片野尾及び水津	

◎漁業権公示番号	佐区第22号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市両津大川、羽二生、両尾、椎泊、真木、河崎、下久知、住吉及び原黒地先	
点の位置	基点 ラ 新潟県漁場基点 第24号 (佐渡市両津大川と水津との境界) 基点 ウ 新潟県漁場基点 第26号 (佐渡市両津湊と原黒との境界) 33 ラから 33度00分 1,100メートルの点 39 33から 263度00分 8,500メートルの点 40 ウから 43度00分 1,200メートルの点	
漁場の区域	ラ・33、33・39、39・40、40・ウの4線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ、あかもく養殖業	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市両津大川、羽二生、両尾、椎泊、真木、河崎、下久知、城腰、住吉及び原黒	

◎漁業権公示番号	佐区第23号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市両津湊、原黒、吾潟、新穂潟上、潟端、秋津、加茂歌代、両津福浦及び両津夷地先	
点の位置	基点 ㇿ 佐渡市両津橋西側南端の橋台（佐渡市両津湊） 基点 ノ 佐渡市両津橋西側北端の橋台（佐渡市両津夷）	
漁場の区域	ㇿ、ノを結ぶ加茂湖一円	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	あかもく養殖業	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市潟端、秋津、加茂歌代、両津福浦、両津夷新、春日、両津夷、両津湊、原黒、吾潟及び新穂潟上	

◎漁業権公示番号	佐区第24号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市両津湊、原黒、吾潟、新穂潟上、潟端、秋津、加茂歌代、両津福浦及び両津夷地先	
点の位置	基点 ㇿ 佐渡市両津橋西側南端の橋台（佐渡市両津湊） 基点 ノ 佐渡市両津橋西側北端の橋台（佐渡市両津夷）	
漁場の区域	ㇿ、ノを結ぶ加茂湖一円	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	二枚貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市潟端、秋津、加茂歌代、両津福浦、両津夷新、春日、両津夷、両津湊、原黒、吾潟及び新穂潟上	

◎漁業権公示番号	佐区第25号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	平成16年2月29日現在の両津市大字梅津字北平沢、字南平沢及び字船場町地先	
点の位置	基点 オ 新潟県漁場基点 第27号 (佐渡市春日と梅津との境界) 基点 ク 新潟県漁場基点 第28号 (平成16年2月29日現在の両津市大字梅津字北平沢と大字梅津字浜梅津との境界) 41 オから 73度00分 900メートルの点 42 クから 83度00分 700メートルの点	
漁場の区域	オ・41、41・42、42・クの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ、あかもく養殖業	10月1日から翌年5月31日まで
(3) 地元地区	平成16年2月29日現在の両津市大字梅津字北平沢、字南平沢、字白山及び字船場町の地区	

◎漁業権公示番号	佐区第26号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市椿、羽吉及び平成16年2月29日現在の両津市大字梅津字浜梅津地先	
点の位置	基点 ク 新潟県漁場基点 第28号 (平成16年2月29日現在の両津市大字梅津字北平沢と大字梅津字浜梅津との境界) 基点 ヤ 新潟県漁場基点 第29号 (佐渡市椿と北五十里との境界) 43 クから 83度00分 500メートルの点 44 ヤから 93度00分 500メートルの点	
漁場の区域	ク・43、43・44、44・ヤの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ、こんぶ、あかもく養殖業	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市椿、羽吉、及び平成16年2月29日現在の両津市大字梅津字浜梅津及び大字梅津字中屋敷の地区	

◎漁業権公示番号	佐区第27号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市北五十里、白瀬、玉崎、和木、馬首、北松ヶ崎、平松、浦川及び歌見地先	
点の位置	基点 ヤ 新潟県漁場基点 第29号 (佐渡市椿と北五十里との境界) 基点 マ 新潟県漁場基点 第30号 (佐渡市歌見と黒姫との境界) 44 ヤから 93度00分 500メートルの点 45 44から 28度00分 8,400メートルの点 46 45から 97度00分 300メートルの点 47 マから 91度00分 1,000メートルの点	
漁場の区域	ヤ・44、44・45、45・46、46・47、47・マの5線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ、こんぶ、あかもく養殖業	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市北五十里、白瀬、玉崎、和木、馬首、北松ヶ崎、平松、浦川及び歌見	

◎漁業権公示番号	佐区第28号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市北五十里、白瀬、玉崎、和木、馬首、北松ヶ崎、平松、浦川及び歌見地先	
点の位置	基点 ヤ 新潟県漁場基点 第29号 (佐渡市椿と北五十里との境界) 基点 マ 新潟県漁場基点 第30号 (佐渡市歌見と黒姫との境界) 44 ヤから 93度00分 500メートルの点 45 44から 28度00分 8,400メートルの点 46 45から 97度00分 300メートルの点 47 マから 91度00分 1,000メートルの点	
漁場の区域	ヤ・44、44・45、45・46、46・47、47・マの5線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市北五十里、白瀬、玉崎、和木、馬首、北松ヶ崎、平松、浦川及び歌見	

◎漁業権公示番号	佐区第29号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市北五十里、白瀬、玉崎、和木、馬首、北松ヶ崎、平松、浦川及び歌見地先	
点の位置	基点 ヤ 新潟県漁場基点 第29号 (佐渡市椿と北五十里との境界) 基点 マ 新潟県漁場基点 第30号 (佐渡市歌見と黒姫との境界) 48 ヤから 93度00分 600メートルの点 49 48から 28度00分 8,400メートルの点 50 49から 97度00分 400メートルの点 51 マから 91度00分 1,100メートルの点	
漁場の区域	ヤ・48、48・49、49・50、50・51、51・マの5線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市北五十里、白瀬、玉崎、和木、馬首、北松ヶ崎、平松、浦川及び歌見	

◎漁業権公示番号	佐区第30号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市黒姫、虫崎、北小浦、見立及び鷺崎地先	
点の位置	基点 マ 新潟県漁場基点 第30号 (佐渡市歌見と黒姫との境界) 基点 イ 新潟県漁場基点 第1号 (佐渡市鷺崎と願との境界) 47 マから 91度00分 1,000メートルの点 52 47から 15度00分 3,000メートルの点 53 52から 5度00分 7,000メートルの点 54 53から 26度00分 1,500メートルの点 55 54から 328度00分 1,800メートルの点 56 55から 276度00分 3,000メートルの点 1 イから 317度00分 500メートルの点	
漁場の区域	マ・47、47・52、52・53、53・54、54・55、55・56、56・1、1・イの8線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種区画漁業	わかめ、こんぶ、あかもく養殖業	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市黒姫、虫崎、北小浦、見立及び鷺崎	

◎漁業権公示番号	佐定第1号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市石名地先	
点の位置	基点 あ 新潟県漁場測標 第635号 (佐渡市石名) 基点 い 新潟県漁場測標 第634号の1 (佐渡市石名と小野見との境界) 1 あから 324度00分 1,600メートルの点 2 いから 297度00分 1,600メートルの点	
漁場の区域	あ・1、1・2、2・いの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり、まぐろ定置漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市南片辺、北片辺、石花、後尾、北川内、北立島、入川、高千、北田野浦、小野見及び石名	

◎漁業権公示番号	佐定第2号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市石名地先	
点の位置	基点 あ 新潟県漁場測標 第635号 (佐渡市石名) 基点 い 新潟県漁場測標 第634号の1 (佐渡市石名と小野見との境界) 1 あから 324度00分 1,600メートルの点 2 いから 297度00分 1,600メートルの点 3 1から 298度00分 1,600メートルの点 4 2から 297度00分 1,600メートルの点	
漁場の区域	1・3、3・4、4・2、2・1の4線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり、まぐろ定置漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市南片辺、北片辺、石花、後尾、北川内、北立島、入川、高千、北田野浦、小野見及び石名	

◎漁業権公示番号	佐定第3号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市達者地先	
点の位置	基点 う 新潟県漁場測標 第569号の1 (佐渡市達者) 基点 え 新潟県漁場測標 第569号の2 (佐渡市達者) 5 うから 293度00分 770メートルの点 6 えから 274度00分 880メートルの点	
漁場の区域	う・5、5・6、6・えの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり定置漁業	3月1日から10月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市小川、達者、姫津及び北狄	

◎漁業権公示番号	佐定第4号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市達者地先	
点の位置	基点 う 新潟県漁場測標 第569号の1 (佐渡市達者) 基点 え 新潟県漁場測標 第569号の2 (佐渡市達者) 5 うから 293度00分 770メートルの点 6 えから 274度00分 880メートルの点 7 5から 293度00分 660メートルの点 8 6から 274度00分 640メートルの点	
漁場の区域	5・7、7・8、8・6、6・5の4線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市小川、達者、姫津及び北狄	

◎漁業権公示番号	佐定第5号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市小川地先	
点の位置	基点 え 新潟県漁場測標 第569号の2 (佐渡市達者)	
	9 えから	274度00分 750メートルの点
	10 9から	237度00分 1,650メートルの点
	11 9から	274度00分 1,480メートルの点
	12 10から	274度00分 400メートルの点
漁場の区域	9・10、10・12、12・11、11・9の4線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	たい、ぶり定置漁業	9月1日から翌年8月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市小川、達者、姫津及び北狄	

◎漁業権公示番号	佐定第6号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市米郷地先	
点の位置	基点 お 新潟県漁場基点 第11号 (佐渡市米郷)	
	13 おから	199度00分 1,600メートルの点
	14 おから	170度00分 800メートルの点
	15 14から	178度00分 800メートルの点
漁場の区域	お・13、13・15、15・14、14・おの4線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり定置漁業	3月1日から11月30日まで
(3) 地元地区	佐渡市相川大浦、高瀬、橘、稲鯨、米郷及び二見	
(4) 制限又は条件	二股岩沖側中心点と同点から181度00分350メートルの点(イソのエグリ)との間は船通しとすること。	

◎漁業権公示番号	佐定第7号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市米郷地先	
点の位置	基点 お 新潟県漁場基点 第11号 (佐渡市米郷) 13 おから 199度00分 1,600メートルの点 14 おから 170度00分 800メートルの点 15 14から 178度00分 800メートルの点 16 13から 199度00分 1,000メートルの点 17 15から 184度00分 1,000メートルの点	
漁場の区域	13・16、16・17、17・15、15・13の4線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり定置漁業	3月1日から11月30日まで
(3) 地元地区	佐渡市相川大浦、高瀬、橘、稲鯨、米郷及び二見	

◎漁業権公示番号	佐定第8号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市田切須地先	
点の位置	基点 か 新潟県漁場測標 第443号 (佐渡市田切須) 基点 き 新潟県漁場測標 第442号 (佐渡市田切須) 18 かから 311度30分 1,000メートルの点 19 きから 290度00分 1,000メートルの点	
漁場の区域	か・18、18・19、19・きの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市豊田、大須、大小、大倉谷、田切須、西三川、椿尾、羽茂亀脇、羽茂小泊及び羽茂村山	

◎漁業権公示番号	佐定第9号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市田切須地先	
点の位置	基点 か 新潟県漁場測標 第443号 (佐渡市田切須) 基点 き 新潟県漁場測標 第442号 (佐渡市田切須) 18 かから 311度30分 1,000メートルの点 19 きから 290度00分 1,000メートルの点 20 18から 311度30分 1,000メートルの点 21 19から 290度00分 1,000メートルの点	
漁場の区域	18・20、20・21、21・19、19・18の4線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり定置漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市豊田、大須、大小、大倉谷、田切須、西三川、椿尾、羽茂亀脇、羽茂小泊及び羽茂村山	

◎漁業権公示番号	佐定第10号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市江積地先	
点の位置	基点 く 新潟県漁場測標 第403号 (佐渡市江積) 基点 け 新潟県漁場測標 第402号 (佐渡市江積) 22 くから 348度00分 1,300メートルの点 23 けから 322度00分 1,400メートルの点	
漁場の区域	く・22、22・23、23・けの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	たい、ぶり定置漁業	3月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市小比叡、小木堂釜、井坪、小木大浦、木流、田野浦、江積、沢崎、深浦、犬神平、小木強清水、宿根木、琴浦、小木及び小木町	

◎漁業権公示番号	佐定第11号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市江積地先	
点の位置	基点 く 新潟県漁場測標 第403号 (佐渡市江積) 基点 け 新潟県漁場測標 第402号 (佐渡市江積) 22 くから 348度00分 1,300メートルの点 23 けから 322度00分 1,400メートルの点 24 22から 328度00分 1,100メートルの点 25 23から 322度00分 900メートルの点	
漁場の区域	22・24、24・25、25・23、23・22の4線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	たい、ぶり定置漁業	3月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市小比叡、小木堂釜、井坪、小木大浦、木流、田野浦、江積、沢崎、深浦、犬神平、小木強清水、宿根木、琴浦、小木及び小木町	

◎漁業権公示番号	佐定第12号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市琴浦地先	
点の位置	基点 こ 新潟県漁場測標 第381号 (佐渡市琴浦) 基点 さ 新潟県漁場測標 第380号 (佐渡市琴浦) 26 こから 176度00分 800メートルの点 27 さから 156度00分 750メートルの点	
漁場の区域	こ・26、26・27、27・さの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり定置漁業	3月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市小比叡、小木堂釜、井坪、小木大浦、木流、田野浦、江積、沢崎、深浦、犬神平、小木強清水、宿根木、琴浦、小木及び小木町	

◎漁業権公示番号	佐定第13号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市琴浦地先	
点の位置	基点 こ 新潟県漁場測標 第381号 (佐渡市琴浦) 基点 さ 新潟県漁場測標 第380号 (佐渡市琴浦) 26 こから 176度00分 800メートルの点 27 さから 156度00分 750メートルの点 28 26から 176度00分 750メートルの点 29 27から 156度00分 650メートルの点	
漁場の区域	26・28、28・29、29・27、27・26の4線によって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	たい、ぶり定置漁業	3月1日から11月30日まで
(3) 地元地区	佐渡市小比叡、小木堂釜、井坪、小木大浦、木流、田野浦、江積、沢崎、深浦、犬神平、小木強清水、宿根木、琴浦、小木及び小木町	

◎漁業権公示番号	佐定第14号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市南新保地先	
点の位置	基点 し 新潟県漁場測標 第334号 (佐渡市南新保) 基点 さ 新潟県漁場測標 第333号 (佐渡市南新保) 30 しかから 151度00分 2,300メートルの点 31 すから 140度00分 2,500メートルの点	
漁場の区域	し・30、30・31、31・すの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	たい定置漁業	1月1日から12月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市大杉、杉野浦、南新保、柳沢、真浦、赤泊、徳和、三川及び菟場	

◎漁業権公示番号	佐定第15号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市椿地先	
点の位置	基点 せ 新潟県漁場測標 第165号 (佐渡市羽吉) 基点 そ 新潟県漁場測標 第163号 (佐渡市椿) 32 せから 104度00分 2,150メートルの点 33 そから 92度00分 2,150メートルの点	
漁場の区域	せ・32、32・33、33・その3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	あじ、いか定置漁業	9月1日から翌年8月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市梅津、羽吉、椿、北五十里、白瀬、玉崎、和木、馬首、北松ヶ崎、平松、浦川及び歌見	

◎漁業権公示番号	佐定第16号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市白瀬地先	
点の位置	基点 た 新潟県漁場測標 第153号 (佐渡市白瀬) 基点 ち 新潟県漁場測標 第150号 (佐渡市白瀬) 34 たから 130度00分 1,650メートルの点 35 ちから 96度00分 1,350メートルの点	
漁場の区域	た・34、34・35、35・ちの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり定置漁業	9月1日から翌年8月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市梅津、羽吉、椿、北五十里、白瀬、玉崎、和木、馬首、北松ヶ崎、平松、浦川及び歌見	

◎漁業権公示番号	佐定第17号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市和木地先	
点の位置	基点 つ 新潟県漁場測標 第135号 (佐渡市和木) 基点 て 新潟県漁場測標 第130号 (佐渡市馬首) 36 つから 138度00分 1,980メートルの点 37 てから 102度00分 1,430メートルの点	
漁場の区域	つ・36、36・37、37・ての3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり、まぐろ定置漁業	9月1日から翌年8月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市梅津、羽吉、椿、北五十里、白瀬、玉崎、和木、馬首、北松ヶ崎、平松、浦川及び歌見	

◎漁業権公示番号	佐定第18号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市平松地先	
点の位置	基点 と 新潟県漁場測標 第118号 (佐渡市平松) 基点 な 新潟県漁場測標 第116号 (佐渡市平松) 38 とから 120度00分 1,300メートルの点 39 なから 100度00分 1,300メートルの点	
漁場の区域	と・38、38・39、39・なの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	いか、さば定置漁業	9月1日から翌年8月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市梅津、羽吉、椿、北五十里、白瀬、玉崎、和木、馬首、北松ヶ崎、平松、浦川及び歌見	

◎漁業権公示番号	佐定第19号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市黒姫地先	
点の位置	基点 に 新潟県漁場測標 第87号 (佐渡市黒姫) 基点 む 新潟県漁場測標 第85号 (佐渡市黒姫) 40 にかから 128度00分 2,200メートルの点 41 むから 83度00分 1,500メートルの点	
漁場の区域	に・40、40・41、41・むの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり、さば定置漁業	9月1日から翌年8月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市黒姫、虫崎、北小浦、見立及び鷺崎	

◎漁業権公示番号	佐定第20号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市北小浦地先	
点の位置	基点 ね 新潟県漁場測標 第64号 (佐渡市北小浦) 基点 の 新潟県漁場測標 第62号 (佐渡市北小浦) 42 ねから 113度30分 1,650メートルの点 43 のから 64度30分 1,330メートルの点	
漁場の区域	ね・42、42・43、43・のの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり定置漁業	9月1日から翌年8月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市黒姫、虫崎、北小浦、見立及び鷺崎	

◎漁業権公示番号	佐定第21号	
(1) 漁場の位置及び区域		
漁場の位置	佐渡市鷺崎地先	
点の位置	基点 は 新潟県漁場測標 第44号 (佐渡市鷺崎) 基点 ひ 新潟県漁場測標 第43号 (佐渡市鷺崎) 44 はから 128度00分 1,800メートルの点 45 ひから 92度00分 1,300メートルの点	
漁場の区域	は・44、44・45、45・ひの3線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	
(2) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期		
漁業種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり、さば定置漁業	9月1日から翌年8月31日まで
(3) 地元地区	佐渡市黒姫、虫崎、北小浦、見立及び鷺崎	

- 第2 免許予定日
平成30年9月1日
- 第3 申請期間
平成30年6月1日から平成30年7月2日午後5時まで
- 第4 存続期間
- 1 区画漁業権
平成30年9月1日から平成35年8月31日まで
 - 2 定置漁業権
平成30年9月1日から平成35年8月31日まで
- 第5 申請書提出先
新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部漁政課

備考

この告示による区画漁業権及び定置漁業権の漁場図は、次の場所に備えつけて縦覧に供する。

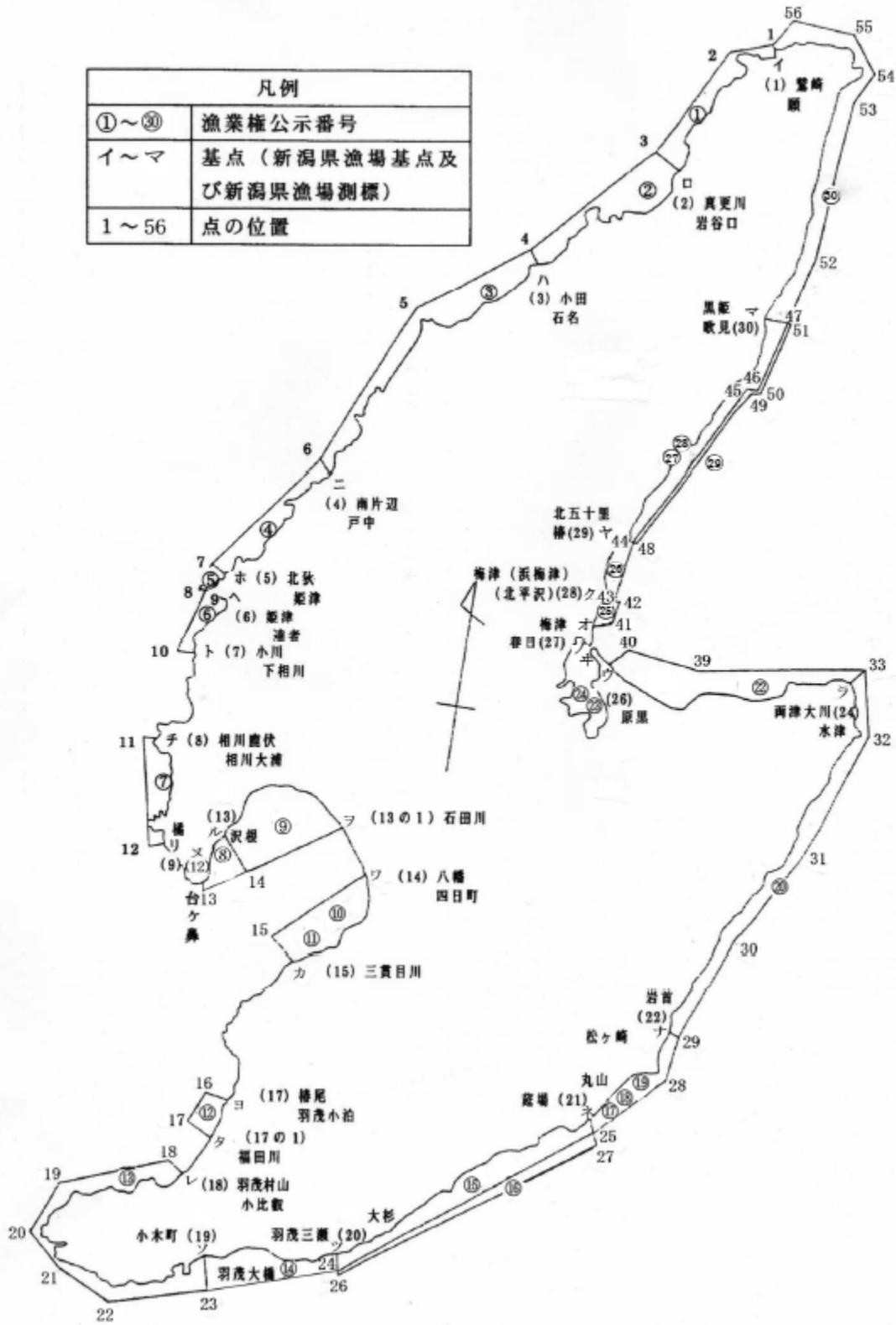
新潟県農林水産部水産課

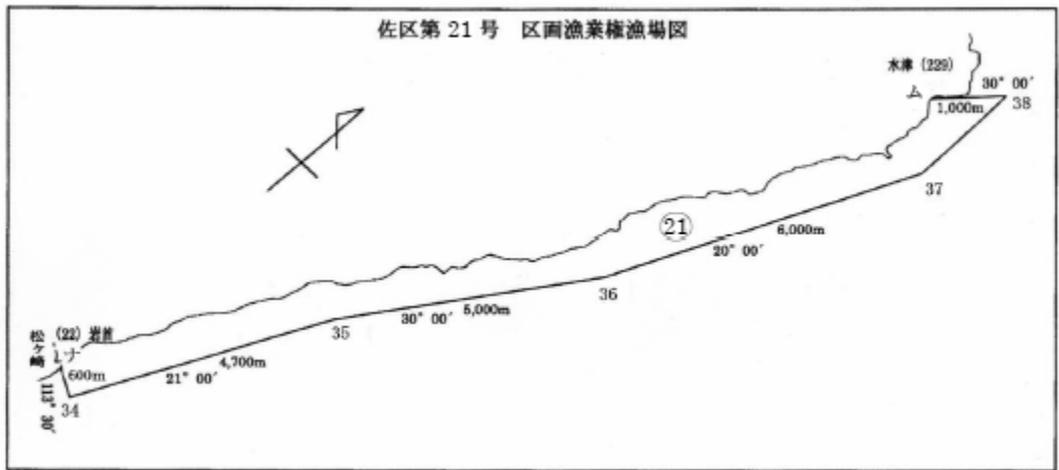
新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部（水産庁舎）

佐渡海区漁業調整委員会事務所

佐渡海区区画漁業権漁場図

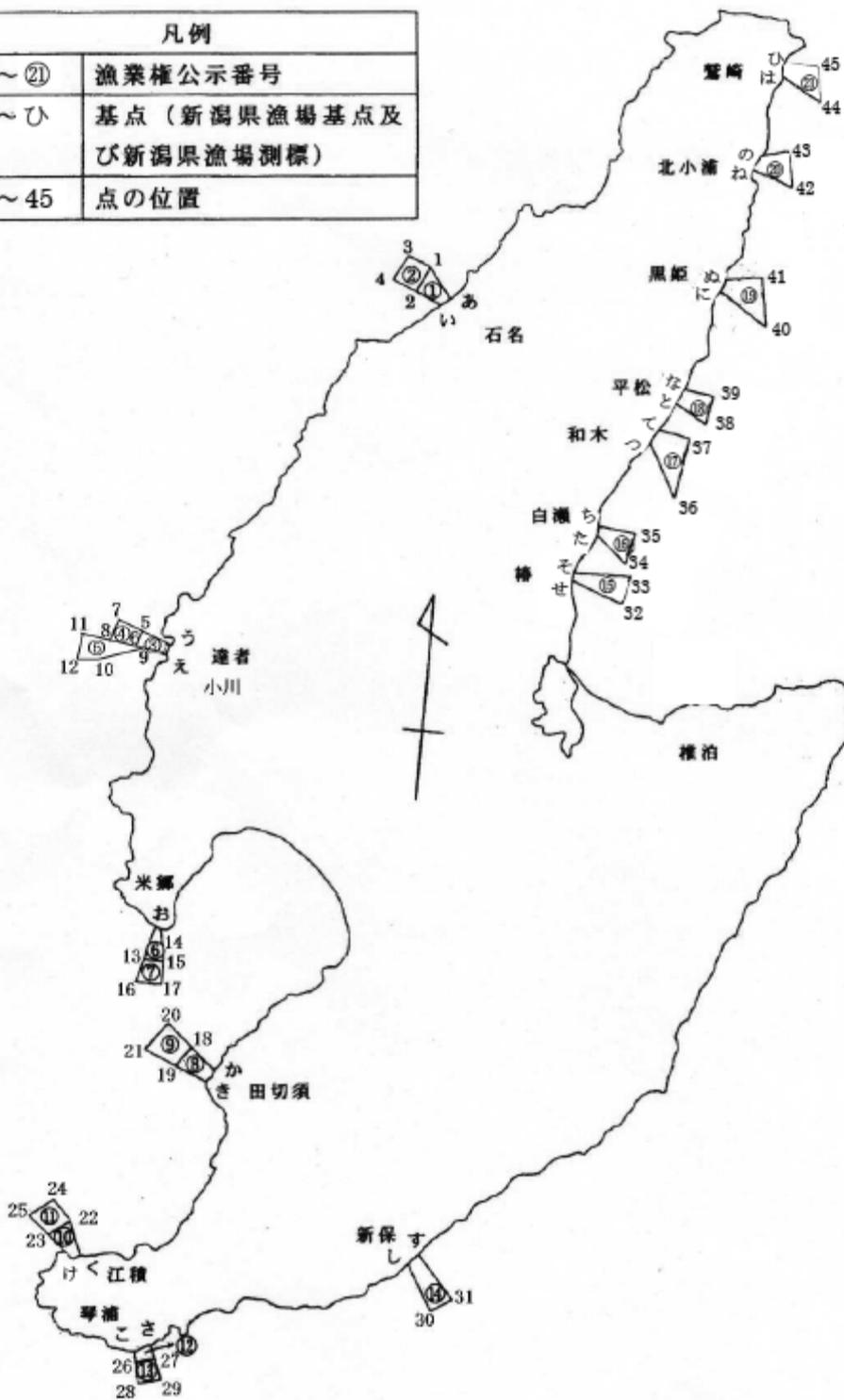
凡例	
①～⑳	漁業権公示番号
イ～マ	基点(新潟県漁場基点及び新潟県漁場測標)
1～56	点の位置





佐渡海区定置漁業権漁場図

凡例	
①～⑳	漁業権公示番号
あ～ひ	基点（新潟県漁場基点及び新潟県漁場測標）
1～45	点の位置



◎新潟県告示第612号

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出が次のとおりあった。

なお、届出に係る指定漁船調書を平成30年5月25日から平成30年6月8日まで縦覧に供する。

平成30年5月25日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

加入区	発起人氏名	発起人住所	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合名称	縦覧場所
青海町	大巻 信浩	新潟県糸魚川市大字市振873番地5	青海町漁業協同組合	青海町漁業協同組合
	建部 謙輔	新潟県糸魚川市大字市振547番地1		
	北村 春樹	新潟県糸魚川市大字市振767番地		

◎新潟県告示第613号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成30年5月25日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

- 1 解除予定保安林の所在場所
新潟県刈羽郡刈羽村大字滝谷字城前1729の2
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

◎新潟県告示第614号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、新潟市の一部を受益地域とする県営馬堀地区区画整理（経営体育成基盤整備「一般型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年5月25日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成30年5月28日から平成30年6月22日まで
- 3 縦覧に供する場所
新潟市西蒲区役所
- 4 その他
 - (1) 審査請求について
この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。
なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。
 - (2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

- ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。
- イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
- ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。
- なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第615号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条において準用する第52条第1項の規定により、六九地区土地改良事業共同施行から申請のあった換地計画について、同法第96条において準用する第52条の2第1項の規定により適当と決定したので、平成30年5月28日から平成30年6月22日まで関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年5月25日

新潟県新発田地域振興局長

事業主体の 所在・名称	地区名	事業名	縦覧の書類	縦覧の場所
阿賀野市 六九地区土地改良事業共同施行	六九 (全換地区)	区画整理(非補助)	換地計画書の写し	阿賀野市役所

1 異議の申し出について

この処分について異議がある場合は、この換地計画書の写しの縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に対して異議の申出をすることができる。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の異議の申出のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができる。

(2) また、上記1の異議の申出をした場合には、処分の取消しの訴えは、その異議の申出に対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

(3) ただし、上記(2)の期間が経過する前に、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)(異議の申出をした場合には(2))の期間や異議の申出をした場合には、その異議の申出に対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第616号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成30年5月25日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

- 処分をした年月日 平成30年4月17日
- 被処分者の商号、代表者の氏名
中山建設株式会社
中山 信介
- 主たる営業所の所在地
長岡市大島本町4-105-11
- 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第6154号
- 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 処分の原因となった事実

平成30年4月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成30年4月12日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社室野建設
南雲 香
 - 3 主たる営業所の所在地
十日町市室野769
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般特-28）第9502号
 - 5 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成30年4月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成30年4月20日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
西川工具株式会社
西川 芳熙
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市東蔵王2-6-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-27）第16723号
 - 5 処分の内容 管工事業、機械器具設置工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成30年4月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成30年4月13日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社西谷開発
稲葉 ツネ
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市西野俣898-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-27）第17001号
 - 5 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成30年4月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成30年4月19日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
丸運交通株式会社
高桑 伸一
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市西区流通センター6-3-5
 - 4 許可番号 新潟県知事許可（般-25）第41484号
-

5 処分の内容 とび・土工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成30年4月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成30年4月20日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

株式会社マシモ

眞霜 和彦

3 主たる営業所の所在地

十日町市城之古816-3

4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第45174号

5 処分の内容 土木事業に係る一般建設業の許可の一部取消し

6 処分の原因となった事実

平成30年4月20日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成30年4月18日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

剣持工務店

剣持 政一

3 主たる営業所の所在地

柏崎市大字剣1586-3

4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第26549号

5 処分の内容 建築事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成30年4月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成30年4月5日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

大塚建設工業株式会社

大塚 忠

3 主たる営業所の所在地

魚沼市四日町158

4 許可番号 新潟県知事許可(特-29)第7648号

5 処分の内容 土木事業、とび・土工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、水道施設工事業に係る特定建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成30年4月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成30年4月5日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社相和建設

川久保 繁春

- 3 主たる営業所の所在地
妙高市大字田切219-55
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第27177号
- 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、舗装工事業、水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成30年4月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成30年4月5日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
中川工業
中川 和彦
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市南城町4-3-36
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第39309号
 - 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成30年4月5日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成30年4月4日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
高野建材
高野 憲一
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市秋葉区横川浜3170
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第44745号
 - 5 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成30年4月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成30年4月10日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社藤田工業
藤田 義幸
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市江南区砂岡3-1115-3
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第45155号
 - 5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成30年4月9日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成30年4月3日
-

- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
鈴木鉄筋
鈴木 均
- 3 主たる営業所の所在地
五泉市土堀249-1
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第26113号
- 5 処分の内容 鉄筋工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成30年3月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成30年3月6日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社PROCON
小林 三千規
- 3 主たる営業所の所在地
妙高市大字藤塚新田224-1
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第20379号
- 5 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成30年3月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成30年4月3日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
小島電機株式会社
小島 浩一
- 3 主たる営業所の所在地
長岡市新町1-2-26
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-29)第6102号
- 5 処分の内容 電気通信工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成30年4月3日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成30年4月4日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社山岸組
山岸 英亨
- 3 主たる営業所の所在地
糸魚川市大字青海4494-1
- 4 許可番号 新潟県知事許可(特-25)第11068号
- 5 処分の内容 造園工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成30年4月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成30年4月2日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
道材株式会社
荒井 誠一
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市西区山田493-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第42909号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、内装仕上工事業、建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成30年4月2日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成30年4月10日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
山口建築
山口 学
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区木工新町432-6
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第44812号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成30年3月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成30年4月10日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
高山冷機工業所
高山 修
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区日の出3-8-8
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第45364号
 - 5 処分の内容 管工事業、熱絶縁工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成30年3月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成30年4月5日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
城北設備工業
植木 昭子
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市大町5-5-37
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第10910号
 - 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成30年3月12日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

-
- 1 処分をした年月日 平成30年4月5日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
親和工業
近藤 忠
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区河渡2-2-25 アネックスさとうⅡB棟103
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第44574号
 - 5 処分の内容 とび・土工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成30年3月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成30年3月26日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社阿賀舗道
内山 太郎
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市秋葉区古田2-20-28
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-29)第12945号
 - 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成30年3月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成30年3月22日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社清水工業
清水 竜二
 - 3 主たる営業所の所在地
妙高市田町1-5-7
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第27154号
 - 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成30年3月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成30年3月19日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
古畑建築
古畑 庄也
 - 3 主たる営業所の所在地
糸魚川市大字羽生1347-6
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第40210号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
-

平成30年3月19日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成30年3月30日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社マザーホーム
渡邊 典人
- 3 主たる営業所の所在地
新潟市東区大山1-10-5
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第40943号
- 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成30年3月30日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成30年3月28日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社高和開発
高橋 光衛
- 3 主たる営業所の所在地
新発田市小舟町3-665-2
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-24)第41142号
- 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成30年3月28日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

◎新潟県告示第617号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

平成30年5月25日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

- 1 河川の名称
一級河川 信濃川水系寺沢川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成30年5月25日
- 3 廃川敷地等の位置
南魚沼市寺尾字屋敷添478番7地先から同478番8地先まで(寺沢川左岸)
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 143.18平方メートル

公 告

大規模小売店舗の変更について(公告)

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成30年5月25日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
 名称 イオンモール新発田
 所在地 新発田市住吉町5丁目11番5号
 設置者 イオンリテール株式会社
- 2 変更した事項
 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 (変更前) イオンリテール株式会社 他44者
 (変更後) イオンリテール株式会社 他45者
- 3 変更年月日
 平成30年4月30日
- 4 変更の理由
 小売業者の新規出店、退店、小売業者の住所変更による
- 5 届出年月日
 平成30年5月14日
- 6 縦覧場所
 新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
 (なお、新発田市商工振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
 平成30年5月25日から平成30年9月25日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
 商業・地場産業振興課 商業振興係
 電話 025-280-5237
 Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

新潟県農業大学校の学生募集について(公告)

平成31年度の新潟県農業大学校の学生を下記により募集する。

平成30年5月25日

新潟県農業大学校長 笠原 公子

- 1 所在地
 新潟県新潟市西蒲区巻甲12021
- 2 募集定員
 (1) 学科(卒業時、短期大学卒業同等資格(人事院規則による。))

学 科	募集定員	専攻部門
稲作経営科	40人程度	稲作専攻
園芸経営科	30人程度	野菜専攻、果樹専攻、花き専攻
畜産経営科	10人程度	酪農専攻、肉畜専攻
合 計	80人	

- (2) 研究科(卒業時、大学卒業同等資格(人事院規則による。))

コース	募集定員
就農者コース	10人
指導者コース	

- 3 修業年限
 (1) 学科
 2年
 (2) 研究科

2年

4 出願資格

(1) 学科

ア 推薦入校

本校の推薦入校試験は、学校長推薦と地域推薦とし、出願できる者はそれぞれ次のとおりとする。
なお、推薦入校者数は、募集定員のおおむね70%とする。

(7) 学校長推薦の場合

次の各号のいずれにも該当する者とする。

- a 学校教育法(昭和22年法律第26号)。以下「学校教育法」という。)に基づく高等学校若しくは中等教育学校を平成31年3月卒業見込みの者
- b 自立性と協調性に富み、心身ともに健全な者
- c 本校卒業後、新潟県内において就農(農業経営者のほか農業法人への就業等によるものを含む。)又は農業・農村地域の指導に携わる強い意志がある者
- d 高等学校長又は中等教育学校長が作成する調査書の「全体の評定平均値」が3.0以上の者
- e 合格した場合は、入校することを確約できる者

(4) 地域推薦の場合

入校志願者の出身地を所管する農業普及指導センター所長若しくは出身地の市町村長が、次の各号のいずれにも該当すると認めた者とする。

- a 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者(卒業見込みの者は除く)又は校長がこれと同等以上の学力を有すると認めた者で、次のいずれかを満たす者
 - (a) 認定就農者
 - (b) 認定新規就農者
 - (c) 認定農業者の後継者
- b 自立性と協調性に富み、心身ともに健全な者
- c 本校卒業後、認定就農者及び認定新規就農者にあつては新潟県内の地域において引き続き就農を継続する強い意志がある者、認定農業者の後継者にあつては新潟県内の当該経営を継承する強い意志がある者
- d 合格した場合は、入校することを確約できる者

イ 一般入校

次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (7) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者(平成31年3月卒業見込みの者を含む。)又は校長がこれと同等以上の学力を有すると認めた者
- (4) 自立性と協調性に富み、心身ともに健全な者
- (7) 本校卒業後、新潟県内において就農(農業経営者のほか農業法人への就業等によるものを含む。)又は農業・農村地域の指導に携わる意志がある者

(2) 研究科

次のいずれかに該当する者であつて、本校卒業後、新潟県内において、就農(農業経営者のほか農業法人への就業等によるものを含む。)を目指す者及び農業・農村地域の指導に携わることを目指す者

ア 新潟県農業大学の学科を卒業した者(平成31年3月卒業見込みの者を含む。)

イ 本校に準ずる農業者研修教育施設を卒業した者(平成31年3月卒業見込みの者を含む。)

ウ 学校教育法に基づく短期大学において農業に関する正規の課程を修めて卒業した者(平成31年3月卒業見込みの者を含む。)

エ 校長が、ア、イ又はウに規定する者と同等以上の学力を有すると認めた者

5 出願書類

(1) 学科

ア 入校願書

写真(出願前3か月以内に撮影した正面上半身脱帽縦4.5センチメートル×横3.5センチメートル)は、裏面に氏名を記入し、写真貼付欄にのりつけること。

イ 出身高等学校又は出身中等教育学校の調査書

卒業後年数が経過したため調査書の発行が不可能な場合は、卒業証明書を提出すること。

また、最終学歴が高等学校又は中等教育学校以外の場合、最終出身学校の成績証明書もあわせて提出の

こと。

ウ 営農状況等調査書

エ 学校長推薦の入校志願者にあつては、高等学校長又は中等教育学校長の推薦書

オ 地域推薦の入校志願者にあつては、入校志願者の出身地を所管する農業普及指導センター所長若しくは出身地の市町村長の推薦書

カ 認定就農者は知事認定通知書、認定新規就農者は青年等就農計画認定書、認定農業者の後継者は農業経営改善計画認定書の写し

(2) 研究科

ア 入校願書

写真(出願前3か月以内に撮影した正面上半身脱帽縦4.5センチメートル×横3.5センチメートル)は、裏面に氏名を記入し、写真貼付欄にのりづけること。

イ 出願資格に係る出身学校等の卒業証明書又は卒業見込証明書(本校学科を卒業又は卒業見込みの者は提出不要)

ウ 出願資格に係る出身学校等の成績証明書(本校学科を卒業又は卒業見込みの者は提出不要)

エ 営農状況等調査書

オ 日本農業技術検定2級以上取得者は、日本農業技術検定合格証の写し

6 出願期間

(1) 学科

ア 推薦入校試験

(7) 学校長推薦

平成30年10月1日(月)～10月12日(金)

(4) 地域推薦

平成30年10月1日(月)～10月12日(金)

イ 一般入校試験

(7) 前期

平成30年11月12日(月)～11月22日(木)

(4) 中期

平成31年1月11日(金)～1月18日(金)

(4) 後期

平成31年2月20日(水)～2月25日(月)

なお、一般入校後期試験の募集定員は若干名とし、一般入校中期試験終了時の合格者数により、一般入校後期試験を実施しないことがある。

一般入校後期試験を実施しない場合は、本校ホームページに掲載するとともに、新潟県内の高等学校及び中等教育学校へ通知する。

(2) 研究科

ア 第1次入校試験

平成30年11月5日(月)～11月16日(金)

イ 第2次入校試験

平成31年1月25日(金)～2月4日(月)

なお、第1次入校試験終了時の合格者数により、第2次入校試験を実施しないことがある。

第2次入校試験を実施しない場合は、本校ホームページに掲載する。

7 出願方法

いずれの入校試験とも、次のとおりとする。

(1) 郵送又は持参によること。

(2) 郵送の場合、簡易書留とし、出願期間最終日の消印まで有効とする。

(3) 持参の場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。(土曜日、日曜日及び祝日は受け付けをしない。)

8 出願上の注意事項

(1) 学科

ア 入校願書、受験票には、第2志望の学科専攻部門を記入することができる。

イ 受験票返送用として392円分の切手(簡易書留料含む。)を同封すること。

ウ 郵送で出願の場合、封筒の表に「入校願書(学科) 在中」と朱書きし、簡易書留とすること。

(2) 研究科

ア 受験票返送用として392円分の切手(簡易書留料含む。)を同封すること。

ただし、本校学科を平成31年3月卒業見込みの者は不要とする。

イ 郵送で出願の場合、封筒の表に、「入校願書(研究科) 在中」と朱書きし、簡易書留とする。

ウ 日本農業技術検定2級以上取得者は、「資格・免許欄」に必ず資格の名称と取得年月日を記入すること。

(3) 障害等を有する入校志願者の事前相談

本校に入校を志願する者で、障害を有する等、受験上又は修学上特別な配慮を必要とする者は、各入校試験出願開始日の1か月前までにその旨を記載した文書(様式任意)を提出すること。

必要に応じて、入校志願者及び関係者等と面談を行うことがある。

9 願書の提出先

新潟県新潟市西蒲区巻甲12021 新潟県農業大学校長

(郵便番号 953-0041 電話 0256-72-0133)

10 受験票

受験票は、出願期間終了後、受験番号を付して出願者本人に郵送する。

11 入校考査料 2,200円

上記金額分の新潟県収入証紙を新潟県内の第四銀行、北越銀行、大光銀行、各信用金庫、各信用組合等で購入し、「入校願書」に貼付すること。ただし、消印等はしないこと。

なお、入校願書受付後は、原則として入校考査料は返還しない。

県外居住者で新潟県収入証紙を購入することが難しい場合は、ゆうちょ銀行または郵便局の定額小為替(2,200円分)を購入し、出願書類に同封すること。

12 入校試験

(1) 学科

ア 日時

(7) 推薦入校試験

平成30年10月26日(金) 午前8時50分から

(4) 一般入校試験

a 前期

平成30年12月7日(金) 午前8時50分から

b 中期

平成31年2月1日(金) 午前8時50分から

c 後期

平成31年3月8日(金) 午前8時50分から

イ 試験科目

(7) 推薦入校試験

小論文、数的能力、適性検査及び面接

(4) 一般入校試験

国語(現代文のみ)、数学Ⅰ、化学基礎又は生物基礎のうち1科目選択、適性検査及び面接

(2) 研究科

ア 日時

(7) 第1次入校試験

平成30年11月30日(金) 午前8時50分から

(4) 第2次入校試験

平成31年2月15日(金) 午前8時50分から

イ 試験科目

小論文及び面接

13 合格発表

(1) 発表日時

ア 学科

(7) 推薦入校試験

平成30年11月8日(木) 午前10時

- (イ) 一般入校試験
 - a 前期
平成30年12月19日(水) 午前10時
 - b 中期
平成31年2月13日(水) 午前10時
 - c 後期
平成31年3月13日(水) 午前10時

イ 研究科

- (7) 第1次入校試験
平成30年12月11日(火) 午前10時
- (イ) 第2次入校試験
平成31年2月21日(木) 午前10時

(2) 発表方法

合格者の受験番号を本校正面玄関内(ロビー)に掲示するとともに、本校ホームページ(<http://www.pref.niigata.lg.jp/nogyodai/> ただし、公開は午前10時以降になる。)により発表する。あわせて、合格者には合格通知書及び誓約書のほか入校手続に必要な書類を送付する。なお、不合格者には通知しない。

(3) 追加合格

学科について、合格発表後、入校辞退者が生じた場合には、追加合格者を決定することがある。

14 個人情報の開示等

(1) 個人情報の開示

新潟県個人情報保護条例に基づき、一般入校試験を受験した者は、口頭により以下の試験結果について開示請求することができる。

ア 開示内容

学科の一般入校試験の科目別(国語(現代文のみ)、数学Ⅰ、化学基礎又は生物基礎)得点

イ 開示時期

- (7) 一般入校前期試験
平成30年12月19日(水)から平成30年1月18日(金)まで
- (イ) 一般入校中期試験
平成31年2月13日(水)から3月12日(火)まで
- (ウ) 一般入校後期試験
平成31年3月13日(水)から4月12日(金)まで
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。時間は午前9時から午後4時までとし、合格発表日は午前10時から午後4時までとする。

ウ 開示場所

新潟県農業大学校職員室(教育科)

エ 請求方法

受験者(本人に限る。)が受験票又は合格通知書を持参のうえ、開示場所にて口頭で請求すること。

(2) 個人情報の利用

出願時に本校が取得した氏名、住所その他個人情報は、次の目的以外には利用しない。

- ア 入校者選抜(出願処理、受験票発送、試験実施、成績処理等)、合格通知、入校手続案内、入校者選抜に係る調査・研究等の入校試験事務及びこれらに付随する業務
- イ 入校に伴う教務事務(学籍、修学指導等)、学生支援事務(健康管理、奨学資金申請、後援会等)、授業料等の収納事務及びこれらに付随する業務

15 入校手続

- (1) 合格者は、校長が別に指定する期日までに誓約書を提出するとともに、必要な書類をそろえ、入校手続を行うこと。
- (2) 誓約書を校長が指定する期日までに提出しない者は、合格を取り消すことがある。

16 入校料

本校に入校しようとする者は、5,650円(予定)の入校料を入校手続する際に納めること。

なお、納入した入校料及び書類は、理由のいかんを問わず返還しない。

17 授業料

学生は、月額6,900円(予定)の授業料を毎月25日までに納めること。

なお、授業料の納付が困難と認められた場合、授業料を減免する制度がある。

18 その他経費

学生は、次の経費が必要となる。

(1) 学科

教科書、実習用被服費等の諸経費、海外研修費、食費、学生寮で要する光熱水費、学生自治会費及び後援会費等の経費(1人年間約90万円)

(2) 研究科

ア 教科書、実習等に要する諸経費、食費、学生寮で要する光熱水費等(入寮する場合のみ)、学生自治会費及び後援会費等の経費(1人年間30~50万円)

イ 大学校以外で行われる講義及び実習先までの移動に関する経費

19 就農予定者への修学資金の貸与

就農予定者で一定の貸与要件を満たす者は、選考により、在学中に新潟県農業大学校修学資金を借り受けることができる。

(1) 貸与額

月額16,000円(予定)

(2) 利子

無利子

(3) 貸与要件

ア 卒業後、県内において就農を予定する者

イ 学業成績が優秀である者

ウ 経済的に修学が困難な者

(4) 卒業後に一定の要件のもと就農した場合は、返還免除を申請することができる。

20 奨学金

就農予定の有無にかかわらず、独立行政法人日本学生支援機構、新潟県及びその他奨学金制度を設けている機関・団体が規定する基準・要件を満たす者は、選考により、在学中に奨学金を借り受けることができる。

21 学生寮への入寮

(1) 学科1学年は、原則として全寮制とする。

学科2学年は、相当な理由がある場合には自宅からの通学を認める場合もある。

(2) 研究科は、校長が許可した場合は、学生寮に入寮することができる。

22 その他

(1) 募集要項及び出願書類等については、本校又は最寄りの農業普及指導センターへ請求すること。

(2) 平成23年に発生した東北地方太平洋沖地震及び長野県北部を震源とする地震並びに平成28年新潟県糸魚川市における大規模火災により被害を受けた方は、入校考査料、入校料及び授業料が減免となる場合がある。本校教育科に相談すること。

病院局公告

特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について落札者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成7年新潟県病院局管理規程第17号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年5月25日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

1 調達物品及び数量

磁気共鳴画像診断装置 1式

2 契約に関する事務を担当する機関の名称及び住所

新潟県立中央病院

新潟県上越市新南町205番地

3 調達方法

- 購入等
- 4 契約方法
 - 一般競争入札
- 5 落札決定日
 - 平成30年4月27日
- 6 落札者の氏名及び住所
 - 丸文通商株式会社
 - 新潟県新潟市西区小針南台8番13号
- 7 落札価格
 - 166,320,000円
- 8 入札公告日
 - 平成30年4月6日
- 9 落札方式
 - 最低価格

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、厨房関連機器その2について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年5月25日

新潟県立加茂病院長 秋山 修宏

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

厨房関連機器その2 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成31年5月31日(金)

ただし、建物の竣工時期に変更がある場合は別途協議する。

(4) 納入場所

新潟県立加茂病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県内に本社(本店)又は営業所等(支店、支社又は出張所等の名称は問わない。)が所在する者であること。

(6) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-1397

新潟県加茂市青海町1丁目9番1号

新潟県立加茂病院経営課

電話番号 0256-52-0701

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成30年6月1日(金)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成30年6月8日(金)午後1時30分

新潟県立加茂病院講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立加茂病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、ベッドパンウォッシャーについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年5月25日

新潟県立加茂病院長 秋山 修宏

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

ベッドパンウォッシャー 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成31年5月31日(金)

ただし、建物の竣工時期に変更がある場合は別途協議する。

(4) 納入場所

新潟県立加茂病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするの

で、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県内に本社(本店)又は営業所等(支店、支社又は出張所等の名称は問わない。)が所在する者であること。
- (6) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 959-1397
新潟県加茂市青海町1丁目9番1号
新潟県立加茂病院経営課
電話番号 0256-52-0701

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限
平成30年6月1日(金)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成30年6月8日(金)午後2時30分
新潟県立加茂病院講堂

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金
免除する。

- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立加茂病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、低温滅菌装置一式について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年5月25日

新潟県立加茂病院長 秋山 修宏

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

低温滅菌装置 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成31年5月31日（金）

ただし、建物の竣工時期に変更がある場合は別途協議する。

(4) 納入場所

新潟県立加茂病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県内に本社（本店）又は営業所等（支店、支社又は出張所等の名称は問わない。）が所在する者であること。

(6) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-1397

新潟県加茂市青海町1丁目9番1号

新潟県立加茂病院経営課

電話番号 0256-52-0701

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成30年6月1日（金）午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成30年6月8日（金）午後3時30分

新潟県立加茂病院講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立加茂病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、普通乗用車の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年5月25日

新潟県立吉田病院長 須田 武保

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

普通乗用車(ステーションワゴンタイプ) 1台

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成30年10月31日(水)

(4) 納入場所

新潟県立吉田病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「車両・船舶類」に登録されている者であること。

(4) 新潟県内に本社(本店)が所在する者であること。

(5) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(6) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条の規定に基づき暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-0242

新潟県燕市吉田大保町32番14号

新潟県立吉田病院 経営課

電話番号 0256-92-5111 内線320

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。
- (3) 応札仕様書の提出期限
平成30年6月1日(金)午後5時00分
- 4 入札、開札の日時及び場所
平成30年6月5日(火)午前11時00分
新潟県立吉田病院 講堂
- 5 その他
 - (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札保証金
免除する。
 - (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
 - (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立吉田病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
 - (5) 入札の無効
本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。
 - (6) 契約書作成の要否
要
 - (7) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (8) 契約の停止等
当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。
 - (9) その他
 - ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)
 - イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、平成30年度信頼される県立病院づくり調査事業委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年5月25日

新潟県病院事業管理者 岡 俊幸

- 1 入札に付する事項
 - (1) 委託案件の名称
平成30年度信頼される県立病院づくり調査事業委託
 - (2) 委託案件の仕様等
入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 履行期限
平成30年12月28日(金)
 - (4) 履行場所
新潟県病院局経営企画課
 - (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当

該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更正手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 新潟県内に本社(本店)又は営業所等(支店、支社及び営業所等名称は問わない。)が所在するものであること。
- (5) 本調達に係る入札説明書の交付を受け、入札参加資格確認申請書を提出した者であること。
- (6) 過去5年以内に本委託業務と同等以上又は類似する業務の契約を締結し、履行した実績があることを証明した者であること。
- (7) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間

本公告日から平成30年6月11日(月)まで(新潟県の休日を定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所

郵便番号 950-8570
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県病院局経営企画課企画係
電話番号 025-280-5553

(3) 問合せ等

入札説明書による。

4 入札参加資格確認書類の提出

- (1) 入札参加希望者は平成30年6月12日(火)午前10時までに、入札説明書に定める入札参加資格を証明する書類を持参又は郵送しなければならない。ただし、郵送の場合は、平成30年6月11日(月)に必着させるとともに、書留郵便を利用すること。
- (2) 入札参加資格確認申請書の提出場所は3(2)とする。
- (3) 入札参加資格確認申請書の様式は入札説明書による。

5 入札執行の日時及び場所

(1) 日時

平成30年6月15日(金)午後2時00分

(2) 場所

新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県庁行政庁舎16階入札室

6 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札時に、入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第196条第3項第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規程第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3(2)で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

特定調達契約の契約者等について（公告）

特定調達契約について契約者を決定したので、新潟県病院局の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年新潟県病院局管理規程第17号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成30年5月25日

新潟県病院事業管理者 岡 俊 幸

1 調達件名及び名称

新潟県立病院医療情報システム整備施工管理等支援業務委託

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県病院局業務課 新潟市中央区新光町4番地1

3 調達方法

購入等

4 契約方式

随意契約

5 契約日

平成30年4月1日

6 契約者の氏名及び住所

アイテック株式会社

東京都中央区日本橋本町1丁目6番5号

7 契約金額

40,824,000円

8 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号

選挙管理委員会告示**◎新潟県選挙管理委員会告示第26号**

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、見附市選挙管理委員会から、次のとおり指定の取消しがあった旨の報告があった。

平成30年5月25日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

指定を取り消した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積 (㎡)	指定取消年月日
見附保育園	見附市学校町2丁目 484番地1	遊戯室	161.00	平成30年5月11日